

京都府入札監視委員会運営要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、京都府入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 10 条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 号から第 4 号に定める案件のうち「工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に定める建設工事とする。

(会議の特例)

第 3 条 緊急やむを得ない事情があり、要綱第 5 条に定める会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、個別に委員の意見を聴取することができる。

(定例会議)

第 4 条 要綱第 5 条第 2 項に定める定例会議の開催時期及び要綱第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める事務の対象は、原則として、別表 1 のとおりとする。

2 定例会議への報告は、次の様式を提出して行うものとする。

(1) 総括表（様式 1）

(2) 入札契約方式別発注案件〔工事〕一覧表（様式 2 の 1）

(3) 入札契約方式別発注案件〔物品〕一覧表（様式 2 の 2）

(4) 指名停止等の運用状況一覧表（様式 3 の 1）

(5) 談合情報対応状況一覧表（様式 3 の 2）

なお、様式 1 及び様式 2 については、建設工事又は製造の請負にあっては予定価格が 400 万円以下のものを、物品の買入れにあっては予定価格が 300 万円以下のものを報告の対象から除外するものとする。

3 発注機関の長は、原則として、定例会議開催月の前月の 1 日（閉庁日の場合はその翌日）までに、前項に定める資料を事務局に提出するものとする。

(抽出委員の選出)

第 5 条 要綱第 6 条により抽出を行う委員（以下「抽出委員」という。）は、定例会議において、委員の互選により、次回の抽出委員を選出するものとする。

(抽出方法)

第6条 要綱第2条第2号に定める定例会議の審議の対象となる事案の抽出は、入札契約方式別発注案件一覧表（様式2の1及び様式2の2）の中から、抽出委員が事前に下記方法により行うものとする。

- (1) 抽出は、抽出委員が入札契約方式別に行う。
- (2) 抽出は、原則として定例会議開催の2週間前までに行う。

(抽出事案の説明)

第7条 抽出事案の説明については、入札・契約方式ごとに抽出事案説明書（様式4の1から様式4の7）を提出して行うものとし、説明は、発注機関の長又は発注機関の長が指定する者が行うものとする。

また、説明は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等を中心に行うものとする。

- (1) 抽出事案〔工事〕説明書（一般競争入札）（様式4の1）
- (2) 抽出事案〔工事〕説明書（指名競争入札）（様式4の2）
- (3) 抽出事案〔工事〕説明書（随意契約）（様式4の3）
- (4) 抽出事案〔物品〕説明書（一般競争入札）（様式4の4）
- (5) 抽出事案〔物品〕説明書（指名競争入札）（様式4の5）
- (6) 抽出事案〔物品〕説明書（随意契約）（様式4の6）
- (7) 抽出事案〔プロポーザル〕説明書（随意契約）（様式4の7）

(再苦情処理会議)

第8条 要綱第5条第3項に定める再苦情処理会議は、定例会議との同時開催を妨げない。

(再苦情の申立ての却下)

第9条 知事は、再苦情の申立てがあった場合、委員の意見を聴くものとする。ただし、次の各号に掲げる再苦情の申立てについては、却下することができる。

なお、知事が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告するものとする。

- (1) 申立期間を徒過したもの
- (2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- (3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの
- (4) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの
- (5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるもの

(再苦情処理)

第10条 再苦情処理会議については、申立者及び発注機関の長から提出された書面等を参考に委員が意見を述べるものとする。

2 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(議事概要の作成及び公表)

第11条 定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要（様式5の1及び様式5の2）については、速やかに作成し、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係） 定例会議の開催時期及び要綱第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める事務の対象

	開催時期	要綱第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める事務の対象
第 1 回	6 月	前年度の 12 月 1 日から 3 月 31 日までに契約した案件
第 2 回	1 0 月	当該年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までに契約した案件
第 3 回	2 月	当該年度の 8 月 1 日から 11 月 30 日までに契約した案件

京都府入札監視委員会運営要領 新旧対照表

現 行	改 正 案
京都府入札監視委員会運営要領	京都府入札監視委員会運営要領
第1条（趣旨）～第3条（会議の特例） 略	第1条（趣旨）～第3条（会議の特例） 略
（定例会議） 第4条 要綱第5条第2項に定める定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象は、原則として、別表1のとおりとする。 2 定例会議への報告は、次の様式を提出して行うものとする。 （1）総括表（様式1） （2）入札契約方式別発注案件〔工事〕一覧表（様式2の1） （3）入札契約方式別発注案件〔物品〕一覧表（様式2の2） （4）指名停止等の運用状況一覧表（様式3の1） （5）談合情報対応状況一覧表（様式3の2） なお、様式1及び様式2については、建設工事又は製造の請負にあっては予定価格が250万円以下のものを、物品の買入れにあっては予定価格が160万円以下のものを報告の対象から除外するものとする。 3 発注機関の長は、原則として、定例会議開催月の前月の1日（閉庁日の場合はその翌日）までに、前項に定める資料を事務局に提出するものとする。	（定例会議） 第4条 要綱第5条第2項に定める定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象は、原則として、別表1のとおりとする。 2 定例会議への報告は、次の様式を提出して行うものとする。 （1）総括表（様式1） （2）入札契約方式別発注案件〔工事〕一覧表（様式2の1） （3）入札契約方式別発注案件〔物品〕一覧表（様式2の2） （4）指名停止等の運用状況一覧表（様式3の1） （5）談合情報対応状況一覧表（様式3の2） なお、様式1及び様式2については、建設工事又は製造の請負にあっては予定価格が400万円以下のものを、物品の買入れにあっては予定価格が300万円以下のものを報告の対象から除外するものとする。 3 発注機関の長は、原則として、定例会議開催月の前月の1日（閉庁日の場合はその翌日）までに、前項に定める資料を事務局に提出するものとする。
第5条（抽出委員の選出）～第11条（議事概要の作成及び公表） 略	第5条（抽出委員の選出）～第11条（議事概要の作成及び公表） 略
附則 この要領は、平成15年6月18日から施行する。	
附則 この要領は、平成19年6月11日から施行する。	
附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。	
附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。	
附則 この要領は、平成25年2月4日から施行する。	
附則 この要領は、平成29年4月10日から施行する。	
	（附則 中略）
	附 則 この要領は、令和7年6月 日から施行する。

(案)

京都府建設工事苦情処理手続要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、京都府が発注する建設工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事（以下「特定調達契約という。」）を除く。）の非指名理由等に係る苦情処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、特に秘密にする必要があるもの及び予定価格が400万円以下のものは、対象としない。

- (1) 一般競争入札（特定調達契約を除く。）により実施する工事
- (2) 指名競争入札により実施する工事
- (3) 随意契約により実施する工事

(一次苦情申立て)

第3条 この要綱による苦情申立ては、次表の左欄に掲げる入札・契約方式の区分に応じ、同表の中欄に掲げる苦情の申立てができる者が、同表の右欄に掲げる発注機関の長に求めることができる内容（苦情申立者に係るものに限る。）について、説明を求めることができるものとする。

入札・契約方式の区分	苦情の申立てができる者	発注機関の長に求めることができる内容
一般競争入札	入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、発注機関の長から入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格がないと認めた理由
一般競争入札（総合評価）	総合評価方式により落札者を決定する場合において落札者とならなかった者	評価点の内訳
指名競争入札	当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者	非指名理由
随意契約	当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類に係る建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者	当該契約の相手方として選定されなかった理由

2 苦情の申立ては、次の各号に掲げる対象工事の区分ごとに当該各号に定める日までに、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載した苦情申立書により、当該工

事の発注機関の長に対して行うことができるものとする。

(1) 一般競争入札 発注機関の長が通知した入札参加資格がないと認めた通知書（以下「欠格通知書」という。）を受理した日の翌日から起算して5日を経過する日（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条に規定する府の休日（以下「休日」という。）を含まない。ただし、当該入札公告に別途の定めがある場合を除く。）

(2) 一般競争入札（総合評価） 発注機関の長が落札者決定の公表を行った

日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

(3) 指名競争入札 発注機関の長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

(4) 随意契約 発注機関の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

（一次苦情申立てへの回答）

第4条 発注機関の長は、苦情の申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に回答書により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶなど、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、申立者に通知の上、回答期間を延長することができるものとする。

2 発注機関の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（一次苦情申立て手続等の教示）

第5条 発注機関の長は、次の各号に掲げる対象工事の区分に応じ、当該各号に定める方法により、苦情の申立て手続の教示を行うものとする。

(1) 一般競争入札 欠格通知書に記載

(2) 一般競争入札（総合評価） 掲示等

(3) 指名競争入札及び随意契約 掲示等

（一次苦情処理結果の公表）

第6条 発注機関の長は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第7条 回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、知事に対し、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、発注機関の長から回答書を受けた日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立書により行うものとする。

3 知事は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに京都府入札監視委員会の委員（以下「委員」という。）の意見を聴くものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第8条 知事は、申立者に対し、委員の意見を踏まえた上で、委員の意見を聴いた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注機関の長が講じようとする措置の概要を、明らかにしなければならない。

2 知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て方法等の教示)

第9条 前2条に規定する再苦情の申立ての手続は、第4条第1項に規定する回答書に記載して明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第10条 知事は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月 日から施行する。

京都府建設工事苦情処理手続要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
京都府建設工事苦情処理手続要綱 第1条（趣旨） 略 （対象工事） 第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、特に秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円以下のものは、対象としない。 （1）一般競争入札（特定調達契約を除く。）により実施する工事 （2）指名競争入札により実施する工事 （3）随意契約により実施する工事 第3条（一次苦情申立て）～第10条（再苦情処理結果の公表） 略 附 則 この要綱は、平成15年7月7日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年6月11日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年2月4日から施行する。	京都府建設工事苦情処理手続要綱 第1条（趣旨） 略 （対象工事） 第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、特に秘密にする必要があるもの及び予定価格が400万円以下のものは、対象としない。 （1）一般競争入札（特定調達契約を除く。）により実施する工事 （2）指名競争入札により実施する工事 （3）随意契約により実施する工事 第3条（一次苦情申立て）～第10条（再苦情処理結果の公表） 略 （附則 中略） 附 則 この要綱は、令和7年6月 日から施行する。

京都府入札監視委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、府が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ及び委託役務業務（プロポーザル方式に限る。）（以下「府が発注する案件」という。）について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、京都府入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 府が発注する案件に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 府が発注する案件のうち、委員が抽出した案件に関し、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約に係る理由及び経過等について意見を述べること。
- (3) 別に定める京都府建設工事苦情処理手続要綱に基づき再苦情の申立てについて意見を述べること。
- (4) 府が発注する工事のうち、例外的に府外企業の入札参加を認める工事の理由等について報告を受け、意見を述べること。
- (5) その他委員の意見を聴く必要がある事項について意見を述べること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で前条に定める役割を適切に遂行することができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、5人以内とする。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任されることができる。
- 4 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、知事が招集する。

- 2 第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務に係る会議は、原則として4箇月に1回以上、開催する。
- 3 第2条第3号に掲げる事務に係る会議は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 5 会議の議事概要は、これを公表する。

(案件の抽出)

第6条 第2条第2号に掲げる案件の抽出は、第5条第2項に掲げる会議ごとにあらかじめ委員の互選により選出された委員が行うものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から第4号までの役割に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に係る議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、京都府総務部入札課が処理する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。